

# 第1編 一般企業関係審査・調整等の概要

## 第1章 不当労働行為の審査

### 第1節 不当労働行為審査の概況

#### 1 初審事件の状況

##### (1) 概況

令和6年の不当労働行為事件取扱件数は、第1表のとおりである。新規申立件数は、5年に対し55件減少し、200件であった。なお、地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は3件であり、5年より1件減少となった（第13表参照）。新規申立件数200件のうち、合同労組事件の新規申立件数は153件で、新規申立件数に占める割合は76.5%となっており、5年より増加している（第14-1表参照）。

一方、終結件数をみると、命令・決定件数は118件（地方公務員等公務関係事件は20件）と5年に対し36件増加となっており、取下・和解件数は153件（地方公務員等公務関係事件は5件）と5年に対し15件の減少となり、その結果、次年への繰越件数は465件となった。

第1表 不当労働行為事件取扱件数（初審）

（単位：件）

区分 年		係属状況			終結状況				次年繰越
		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	移送	計	
総 計	4	556	227	783	161	91	—	252	531
	5	531	255	786	168	82	—	250	536
	6	536	200	736	153	118	—	271	465
業 う 関 か 民 事 間 企	4	392	225	617	161	73	—	234	383
	5	383	251	634	168	79	—	247	387
	6	387	197	584	148	98	—	246	338

##### (2) 新規申立ての状況

###### イ 新規申立件数

令和6年における新規申立件数は200件であり、5年の255件に対し55件減少している。その内訳をみると、民間企業関係事件は197件で、5年の251

件に対し 54 件減少している（第 1 表参照）。一方、地方公務員等公務関係事件は 3 件で、5 年の 4 件に対し 1 件減少している（第 13 表参照）。

新規申立件数を労委別にみると、東京が 62 件（5 年 79 件）で最も多く、次いで大阪 57 件、神奈川 12 件、愛知 9 件、北海道 8 件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京が 61 件（5 年 78 件）で最も多く、次いで大阪 56 件、神奈川 12 件、愛知 9 件、北海道 8 件などの順であり、地方公務員等公務関係事件では、東京、大阪、長崎が 1 件となっている（巻末統計表第 1-1 表及び第 1-2 表参照）。

#### □ 申立人別新規申立件数

新規申立件数 200 件を申立人別にみると、組合申立てが 195 件（新規申立件数の 98%）で最も多く、個人申立てが 3 件（同 2%）、組合及び個人の連名による申立てが 2 件（同 1%）、となっている。これを民間企業関係事件についてみると、組合申立てが 192 件（民間企業関係事件新規申立件数の 97%）で最も多く、個人申立て 3 件（同 2%）、組合及び個人の連名による申立て 2 件（同 1%）、の順となっている（巻末統計表第 3-1 表及び第 3-2 表参照）。

#### ハ 労組法第 7 条該当号別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 197 件を労組法第 7 条該当号別に重複集計してみると、2 号関係事件 149 件（民間企業関係事件新規申立件数の 76%）、3 号関係事件 115 件（同 58%）、1 号関係事件 89 件（同 45%）、4 号関係事件 5 件（同 3%）の順となっている。また、これらの内訳をみると、2 号事件が 64 件（同 32%）で最も多く、次いで 2・3 号事件 37 件（同 19%）、1・3 号事件 34 件（同 17%）、1・2・3 号事件 33 件（同 17%）などの順になっている（巻末統計表第 4-2 表参照）。

#### 二 企業規模別新規申立件数

民間企業関係事件の新規申立件数 197 件を企業規模別にみると、49 人以下が 63 件（民間企業関係事件新規申立件数の 32%）で最も多く、次いで 100 人以上 499 人以下が 44 件（同 22%）、1,000 人以上が 24 件（同 12%）、50 人以上 99 人以下が 16 件（同 8%）、500 人以上 999 人以下が 10 件（同 5%）の順となっている（巻末統計表第 5-2 表参照）。

#### 木 業種別新規申立件数

新規申立件数 200 件を産業大分類別にみると、運輸業、郵便業が 34 件（新規申立件数の 17%）で最も多く、次いで医療、福祉が 32 件（同 16%）、教育・学習支援業が 28 件（同 14%）などの順になっている。さらにこれらを中分類でみると、社会保険・社会福祉・介護事業が 19 件（同 10%）、道路貨物運送業が 16 件（同 8%）、医療業が 13 件（同 7%）、などの順となっている（巻末統計表第 6-1 表参照）。

### (3) 終結の状況

#### イ 終結件数

令和6年における終結件数は271件であり、5年の250件に対し21件増加となっている。その内訳をみると、民間企業関係事件は246件で、5年の247件に対し1件減少し、地方公務員等公務関係事件は25件で、5年の3件に対し22件の増加となっている（前掲第1表及び第13表参照）。

終結区分の内訳は、命令・決定によるものが118件（終結件数の44%）、取下・和解によるものが153件（同56%）となっている。これを民間企業関係事件についてみると、命令・決定によるものが98件（民間企業関係事件終結件数の40%）で、5年に対し19件増加し、取下・和解によるものが148件（同60%）で、20件減少している（前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照）。

終結件数を労委別にみると、東京が101件で最も多く、次いで大阪75件、神奈川20件、愛知12件などの順となっている。また、民間企業関係事件についてみると、東京83件、大阪73件、神奈川20件、愛知12件などの順となっている（巻末統計表第1-1表及び第1-2表参照）。

以上の結果、6年の未処理件数（7年への繰越件数）は465件で、前年からの繰越件数536件に対し、71件の減少となっている。なお、6年における終結率 $\left[\frac{271}{536} \times 100\right]$ は37%であり、5年の32%に対して5ポイント増となっている。

これを民間企業関係事件でみると繰越件数は338件で、前年からの繰越件数387件に対し49件減少しており、その終結率は42%と5年の39%に対して3ポイント増となっている（前掲第1表、巻末統計表第2-1表及び第2-2表参照）。

#### □ 命令・決定の状況

命令・決定による終結件数118件の内訳をみると、棄却命令が41件（前年17件）で最も多く、次いで全部救済命令34件（同25件）、一部救済命令22件（同36件）、却下決定21件（同4件）の順となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

#### ハ 和解の状況

和解（取下を除く。）による終結件数は120件であり、5年の140件に対し20件減少している。その内訳は関与和解によるものが104件（5年114件）、無関与和解によるものが16件（同26件）となっている（巻末統計表第2-1表参照）。

これを、和解が審査手続上どの段階で成立したかをみると、申立てから第1回調査に入るまでの段階が5件（和解による終結件数の4%）、第1回調査から第1回審問前までの段階が98件（同82%）、第1回審問から結審前までの段階が12件（同10%）、結審以降が5件（同4%）となっている（第2-1表参照）。

さらに、これを労委の関与、無関与の別にみると、申立てから第1回審問前の103件では関与和解が90件（審問前終結103件の87%）、無関与和解が13件

(同 13%) であり、第 1 回審問以降の 17 件では、関与和解が 14 件（審問以降終結 17 件の 82%）、無関与和解が 3 件（同 18%）となっている（第 2-1 表参照）。

なお、労組法第 27 条の 14 第 2 項の規定に基づく和解認定の申立件数は 3 件であった（第 2-2 表参照）。

また、民間企業関係事件の和解により終結した 118 件を労組法第 7 条該当号別にみると、1 号関係事件 46 件、2 号関係事件 95 件、3 号関係事件 71 件、4 号関係事件 2 件となっている（1 つの事件で 2 つ以上の号に関係するものがあり、合計は事件数と一致しない）（第 2-3 表参照）。

第 2-1 表 和解事件の段階別終結件数（初審）

（単位：件、%）

区分 年	審問前		第 1 回審問以降		計
	申立から第 1 回調査に入るまでの段階	第 1 回調査から第 1 回審問までの段階	第 1 回審問から結審前までの段階	結審以降	
2	16 (12)	98 (76)	9 (7)	6 (5)	129 (100)
3	7 (6)	101 (83)	10 (8)	4 (3)	122 (100)
4	11 (8)	110 (85)	5 (4)	4 (3)	130 (100)
5	16 (11)	115 (82)	7 (5)	2 (1)	140 (100)
6	5 (4)	98 (82)	12 (10)	5 (4)	120 (100)
うち関与和解	1 (20)	89 (91)	10 (83)	4 (80)	104 (87)
うち無関与和解	4 (80)	9 (9)	2 (17)	1 (20)	16 (13)

（注）分離事件を除く。

第 2-2 表 和解の認定件数（初審）

（単位：件）

区分 年	和解件数	和解認定申立	和解認定			不認定
			うち和解調書作成	うち執行文付与		
4	130	0	0	0	0	0
5	140	0	0	0	0	0
6	120	3	3	3	0	0

第2-3表 労組法第7条該当号別終結(和解)件数[民間企業関係]

(単位:件)

区分 年	1号関係	2号関係	3号関係	4号関係	和解件数
4	61	113	73	4	130
5	61	102	71	4	140
6	46	95	71	2	118

(注) 1つの事件で2つ以上の号に関係するものがあり、1～4号関係の合計は事件数(和解件数合計)と一致しない。

次に、民間企業関係の和解で終結した事件の内容をみると、1号関係事件46件の内訳は、関与和解が39件、無関与和解が7件となっている。そのうち解雇事件の和解内容をみると、解雇撤回・原職復帰及び再採用により職場復帰したものは計0件、解雇取消・依頼退職及び解雇承認により職場を去ったものが計13件（解雇事件の和解46件の28%）などとなっている（第3表参照）。

第3表 労組法第7条第1号関係のうち解雇事件の和解内容（初審）

(単位:件)

区分		計	関与和解	無関与和解
合 計		(46) 46	(39) 39	(7) 7
職場に復帰したものの	小計	0	0	0
	解雇撤回・原職復帰	0	0	0
	再採用	0	0	0
職場を去つたものの	小計	13	12	1
	解雇取消・依頼退職	12	11	1
	解雇承認	1	1	0
その他の	(含不明)	33	27	6

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ( )内数字は、労組法第7条1号関係事件の和解による終結件数である。

2号関係事件95件の内訳は、関与和解82件、無関与和解13件となっている。和解内容を項目別にみると、紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなったもの41件（2号関係事件の和解内容の総数95件の43%）、団交ルールを決めたもの15件（同16%）などとなっている（第4表参照）。

第4表 団交拒否事件の和解内容（初審）

(単位：件)

区分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(95) 95	(82) 82	(13) 13
今後の團交を約した	2	2	0
團交ルールを決めた	15	15	0
申立後團交した	3	2	1
紛争事項の解決に伴い救済申立の維持の必要がなくなった	41	38	3
その他（含不明）	34	25	9

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ( )内数字は、労組法第7条第2号関係事件の和解による終結件数である。

3号関係事件 74件の内訳は、関与和解 63件、無関与和解 11件となっている。和解内容を項目別にみると、和解にあたり解決金を支払う内容で和解したもの 24件（3号関係事件の和解内容の総数 74件の32%）、和解にあたり團交ルールを設定又は團交を約束したもの 11件（同 15%）などとなっている（第5表参照）。

第5表 支配介入事件の和解内容（初審）

(単位：件)

区分	計	関与和解	無関与和解
合 計	(71) 74	(60) 63	(11) 11
不利益・支配介入を是正することで和解	2	2	0
紛争事項を今後協議（含事前協議制履行）	0	0	0
團交ルールを設定又は團交を約束	11	11	0
解決金支払	24	23	1
その他（含不明）	37	27	10

(注) 1 民間企業関係事件のみを集計した。

2 ( )内数字は、労組法第7条3号関係事件の和解による終結件数である。

#### (4) 審査の状況

##### イ 处理日数

令和6年中に終結した初審事件の平均処理日数をみると、命令・決定では1,799日（5年747日）、取下・和解では519日（同480日）、総平均では1,077日（同567日）となっており、前年に比べると、命令・決定、取下・和解ともに処理日数が増加している（巻末統計表第7表参照）。ちなみに、民間企業関係事件の平均処理日数は、命令・決定では708日（5年749日）、取下・和解では451日（同480日）、総平均では553日（同566日）となっている。

また、移送事件を除いた終結件数271件のうち1,000日以上を要した事件は46件である（巻末統計表第8-1表参照）。

次に、命令・決定に要した段階別平均処理日数（審問を経ず命令・決定した事件は含まない。）についてみると、申立てから第1回審問前までの期間が618日（5年707日）、第1回審問から結審前までの期間が106日（同178日）、結審から命令書交付までの期間が184日（同191日）となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第1回審問前までの期間が68%と最も多く、次いで、結審から命令書交付までの期間が20%、第1回審問から結審前までの期間が12%の順となっている（第6表参照）。

第6表 命令・決定事件（初審）段階別平均処理日数内訳

（単位：日、%）

区分 年	申立てから第 1回審問前 までの期間	第1回審問 から結審前 までの期間	結審から命 令書交付ま での期間	計
2	429 (61)	123 (17)	156 (22)	708 (100)
3	436 (65)	103 (15)	135 (20)	673 (100)
4	551 (65)	138 (16)	157 (19)	846 (100)
5	707 (66)	178 (17)	191 (18)	1,077 (100)
6	618 (68)	106 (12)	184 (20)	908 (100)

（注）審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

##### ロ 調査・審問回数及び証人数

令和6年中に終結した初審事件271件（移送事件を除く）について、1件当たりの平均の調査回数、審問回数及び証人数をみると、調査回数が5.9回（5年6.2回）、審問回数が0.8回（同0.9回）、証人数は1.0人（同1.0人）となっている。終結事由別にみると、取下・和解事件では、調査回数、審問回数及び証人数はいずれも無闇与和解事件（それぞれ8.3回、0.4回、0.7人）が最大となっている。また、命令・決定事件では、調査回数、審問回数及び証人数の

いずれも命令事件（それぞれ 7.4 回、1.9 回、1.9 人）が決定事件を上回っている（第 7 表参照）。

第 7 表 審査状況（初審終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取下	無関与	関与	命令	決定
終結件数 (件)	5	250	28	26	114	78	4
	6	271	33	16	104	97	21
一件当たりの 平均調査回数 (回)	5	6.2	4.3	3.2	5.7	8.9	2.3
	6	5.9	4.7	8.3	5.3	7.4	1.6
一件当たりの 平均審問回数 (回)	5	0.9	0.2	0.2	0.1	2.5	0.3
	6	0.8	0.2	0.4	0.2	1.9	0.3
一件当たりの 平均証人数 (人)	5	1.0	0.3	0.3	0.1	2.8	0.0
	6	1.0	0.1	0.7	0.5	1.9	0.2

（注）令和 6 年年報において、令和 5 年の数値を修正したため、令和 5 年の年報とは一致しない。

#### ハ 証人等出頭命令等の状況

令和 6 年中の初審の証人等出頭命令は、2 件が係属し、2 件が取下・打切となっている。

また、初審の物件提出命令は、15 件が係属し、13 件が決定となり、1 件が取下・打切となり、1 件が次年に繰り越されている（巻末統計表第 9-3 表参照）。

#### 二 審問を経ないで命令を発した事件

令和 6 年中に終結した初審事件 271 件（移送事件を除く）のうち、労委規則第 43 条第 4 項の規定に基づき、審問を経ないで命令を交付した事件は 16 件であった。

## ホ 三者委員による事件の解決のための勧告

令和6年中に初審において、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対し、三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は0件であった。

## ヘ 審査の期間の目標及びその達成状況

都道府県労委の審査の期間の目標は、巻末統計表第9-1表を参照。このほか、都道府県労委ごとの具体的な審査の期間の目標の達成状況については、都道府県労委のホームページ、年報等を参照。

### (5) 不服の状況

令和6年中に交付された初審の命令・決定書数は105件（5年70件）である。これに対し、労働者側から又は使用者側から、あるいは労使双方から再審査が申し立てられた命令・決定書数は51件（同37件）、行政訴訟が提起されたものは5件（同6件）となっている。ちなみに、その不服率は51.4%であり、5年の58.6%と比較して減少している（第8-2表及び第8-3表参照）。

第8-1表 初審命令書数に対する不服状況推移

（単位：件、%）

年・区分	命 令 決定書数 (A)	不 服 申 立 な し	不 服 数 (B)	不 服 率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
2	85	31	54	63.5
3	80	29	51	63.8
4	78	35	43	55.1
5	70	29	41	58.6
6	105	51	54	51.4
6年命令・ 決 定 内 訳	全 部 救 濟	27	8	70.4
	一 部 救 濟	21	9	57.1
	棄 却	36	15	58.3
	却 下	21	19	9.5

第8-2表 命令・決定に対する行政訴訟提起等の状況（初審）

(単位：件、%)

区分年	命令・決定書数(A)	行訴提起件数(B)	再審査申立件数(C)	行訴提起率(B)/(A)	再審査申立率(C)/(A)
2	85	8	47	9.4	55.3
3	80	8	44	10.0	55.0
4	78	11	36	14.1	46.2
5	70	6	37	8.6	52.9
6	105	5	51	4.8	48.6
小計	418	38	215	9.1	51.4

(注) (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。

(B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

(C)は、(A)のうち再審査申立てがなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に申立てされたものを含む。

第8-3表 初審命令書に対する不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分年	命令・決定書数(A)	不服合計(B)	再審査申立			行政訴訟提起			再(労)行(使)	再(使)行(労)	再(双)行(労)	再(労)行(労)	再(労)行(双)	不服率(B)/(A)
			労	使	双	労	使	双						
2	85	54	14	18	14	2	5	-	1	-	-	-	-	63.5
3	80	51	18	19	6	-	7	-	-	-	-	1	-	63.8
4	78	43	9	15	8	1	6	-	2	-	-	1	1	55.1
5	70	41	10	16	9	-	3	1	2	-	-	-	-	58.6
6	105	54	21	23	5	3	-	-	1	1	-	-	-	51.4

(注) 令和4年年報において、令和3年の数値を修正したため、令和3年の年報とは一致しない。

次に、不服状況を労使別にみると、105件の命令書のうち、労働者側では、却下・棄却（救済命令中の棄却部分を含む。）の命令書78件（5年53件）に対して、再審査申立てが26件（同21件）、行政訴訟提起は4件（同0件）であり、その不服率は38%（同40%）となっている。一方、使用者側では、救済（一部救済命令中の救済部分を含む。）の命令書48件（5年51件）に対して、再審査申立てが29件（同25件）、行政訴訟提起が1件（同6件）であり、その不服率は63%（同61%）となっている（第9表参照）。

第9表 初審命令書数に対する労使別不服状況推移内訳

(単位：件、%)

区分 年	労働者提起（却下・棄却に対して）					使用者提起（救済に対して）			
	対象命令・ 決定書数	再審査	行訴	再審査 ・行訴	不服率	対象命令・ 決定書数	再審査	行訴	不服率
2	60	26	2	-	47	57	32	6	67
3	62	24	-	1	40	46	25	7	70
4	60	17	1	2	33	48	23	9	67
5	53	21	-	-	40	51	25	6	61
6	78	26	4	-	38	48	29	1	63

(注) 令和6年の年報において、令和3年と5年の数値を修正したため、令和5年以前の年報とは一致しない。

## 2 再審査事件の状況

### (1) 新規申立て及び終結の状況

令和6年中に係属した再審査事件数は、前年からの繰越 113 件に新規申立て 57 件(5年 47 件)を加えた 170 件となっており、係属件数は前年に比べ 5 件の増加となった。

新規申立て 57 件の内訳は、製造業の 16 件(5 年 2 件)が最も多く、次いで教育、学習支援業が 14 件(同 7 件)と続き、地方公務員等公務関係事件は、2 件(同 1 件)となっている。

これを労使別の申立て件数でみると、労働者側申立てが 27 件(5 年 21 件)、使用者側申立てが 30 件(同 26 件)となっている。

一方、終結件数は 63 件(5 年 52 件)で、この結果、未処理件数 107 件(同 113 件)が次年に繰り越された。終結件数 63 件の内訳は、取下・和解によるものが 36 件(終結件数の 57%)、命令・決定によるものが 27 件(同 43%)となっている(第 10-1 表及び巻末統計表第 2-3 表参照)。

第 10-1 表 不当労働行為事件取扱件数（再審）

区分		係属状況			終結状況			次年 繰越
年		前年繰越	新規申立	計	取下・和解	命令・決定	計	
総 計	2	109 ( 1 )	62 ( 1 )	171 ( 2 )	23 ( 1 )	17 ( 0 )	40 ( 1 )	131 ( 1 )
	3	131 ( 1 )	52 ( 0 )	183 ( 1 )	25 ( 0 )	31 ( 0 )	56 ( 0 )	127 ( 1 )
	4	127 ( 1 )	44 ( 2 )	171 ( 3 )	32 ( 2 )	21 ( 0 )	53 ( 2 )	118 ( 1 )
	5	118 ( 1 )	47 ( 1 )	165 ( 2 )	28 ( 0 )	24 ( 1 )	52 ( 1 )	113 ( 1 )
	6	113 ( 1 )	57 ( 2 )	170 ( 3 )	36 ( 0 )	27 ( 1 )	63 ( 1 )	107 ( 2 )

(注) ( ) 内数字は、地方公務員等公務員関係事件で内数である。

また、令和 6 年の再審査事件における和解認定の申立て件数は 24 件であり、すべてが認定されている。

なお、和解調書の作成は 1 件であり、執行文の付与の申立てはなかった（第 10-2 表参照）。

第 10-2 表 和解の認定件数（再審）

区分		和解件数	和解認定申立て	和解認定	うち和解調書作成		不認定
年					うち執行文付与		
4		30	26	26	0	0	0
5		27	22	22	0	0	0
6		24	24	24	1	0	0

## (2) 審査の期間の目標の達成状況

中労委においては、令和 4 年 11 月、審査の期間の目標を改定し、5 年から 7 年までの 3 年間で、次の目標の達成に向けて取り組んでいる。

中労委に申立てがあった不当労働行為審査事件は、1 年 3 か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする（注）。

(注) 同一当事者間の事件が相当数係属するなど申立後直ちには手続を進行させ難いと認められる事件及び平成 16 年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件については、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別の努力を行うこととする。

6 年の達成状況については、6 年 1 月以降の係属事件 134 件のうち、6 年末までに終結した事件は 48 件(平均処理日数 602 日)、このうち 1 年 3 か月以内に終結した事件は 23 件(全体の 47.9%)となっている(巻末統計表第 9-5 表参照)。

なお、目標の注意書きとしている事件については、21 件が翌年に繰り越された(巻末統計表第 9-6 表参照)。

### (3) 再審査の状況

#### イ 処理日数

令和 6 年中に終結した事件の平均処理日数をみると、命令・決定では 1016 日(5 年 868 日)、取下・和解では 541 日(同 615 日)、総平均では 744 日(同 732 日)となっており、命令・決定は 148 日増加し、取下・和解で 74 日減少し、全体として 12 日の増加となった(巻末統計表第 7 表参照)。

また、命令・決定に要した段階別平均処理日数(審問を経ず命令・決定した事件は含まない)についてみると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 700 日、第 1 回審問から結審前までの期間が 29 日、結審から命令書交付までの期間が 443 日となっている。これを期間別の構成比で見ると、申立てから第 1 回審問前までの期間が 60% と最も長く、次いで結審から命令書交付までの期間が 38% となっている(第 11-1 表参照)。

第 11-1 表 命令・決定事件(再審)段階別平均処理日数内訳

(単位: 日、%)

区分 年	申立てから 第1回審問前まで の期間	第1回審問から 結審前まで の期間	結審から 命令書交付まで の期間	計
2	400 (53)	44 (6)	306 (41)	750 (100)
3	733 (69)	3 (0)	323 (31)	1059 (100)
4	551 (61)	47 (5)	301 (34)	899 (100)
5	509 (62)	0 (0)	315 (38)	824 (100)
6	700 (60)	29 (2)	443 (38)	1172 (100)

(注) 審問を経ずに命令・決定した事件を含まないため、命令・決定事件全数の平均処理日数とは必ずしも一致しない。

口 調査・審問回数及び証人数

終結事件について、終結事由別に、1件平均の調査回数、審問回数及び証人をみると、命令事件では、調査回数7.0回（5年4.9回）、審問回数は0.4回（同0.2回）、証人数は0.7人（同0.2人）といずれも増加した。また、関与和解事件においては、調査回数は5.3回（同6.4回）、審問回数は0回（同0回）、証人数は0人（同0人）と調査回数については減少した（第11-2表参照）。

第11-2表 審査状況（再審査終結事件）

区分	年	計	取下・和解			命令・決定	
			取 下	無関与	関 与	命 令	決 定
終結件数 (件)	5	52	1	0	27	24	0
	6	63	12	0	24	27	0
一件当たりの 平均調査回数 (回)	5	5.9	14.0	-	6.4	4.9	-
	6	6.0	5.3	-	5.3	7.0	-
一件当たりの 平均審問回数 (回)	5	0.1	0.0	-	0.0	0.2	-
	6	0.2	0.0	-	0.0	0.4	-
一件当たりの 平均証人数 (人)	5	0.1	0.0	-	0.0	0.2	-
	6	0.3	0.0	-	0.0	0.7	-

ハ 証人等出頭命令等の状況

令和6年中の再審査における証人等出頭命令は、新規申立て1件が係属し、7年に繰越となった。また物件提出命令の申立てについては、前年からの繰越し及び新規申立てはなかった。（巻末統計表第9-3表参照）。

二 三者委員による事件の解決のための勧告

令和6年中に、労委規則第45条の8及び第45条の9の規定に基づき、当事者に対して三者委員の見解を示し、事件の解決のための勧告を書面により行った件数は1件あり、当事者が勧告の内容を受諾しなかった。

#### (4) 不服の状況

令和6年中に交付された命令・決定書数は20件（5年18件）である。これらに対し、労働者側又は使用者側から、あるいは労使双方から行政訴訟が提起された命令・決定書数は、11件（同8件）であった。

不服率は55.0%（同44.4%）となっている（第12表参照）。

第12表 再審査命令・決定書数に対する不服状況推移

（単位：本、%）

年・区分	命令・決定書数 (A)	不服申立 なし	不服申立 あり(B)	不服率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
2	16	9	7	43.8
3	23	12	11	47.8
4	17	7	10	58.8
5	18	10	8	44.4
6	20	9	11	55.0
6年命令・ 決定内訳	初審支持	11	6	45.5
	一部変更	6	2	66.7
	全部変更	3	1	66.7
	却下	0	0	-

- （注）1. (A)は、当該年に交付した命令・決定書の本数を計上している。  
 2. (B)は、(A)のうち行訴提起がなされた命令・決定書の本数を計上しており、翌年に提起されたものを含む。

### 3 その他

#### (1) 地方公務員等公務関係事件の概況

##### イ 初審関係

令和6年における地方公務員等公務関係事件の新規申立て件数は3件（新規申立て件数200件の2%）、終結件数は25件（終結件数271件（移送事件を除く）の9%）となっている（第13表参照）。

新規申立て件数3件を申立て人別にみると、組合申立てが3件となっている。労組法第7条該当号別では、2号関係事件が3件、3号関係事件が1件、1号関係事件および4号関係事件がそれぞれ0件の順となっている（※）。

一方、終結件数は25件で、その内訳をみると、全部救済命令0件、一部救済命令2件、棄却命令0件、闇与和解2件、無闇与和解が0件、却下決定18件、取下3件となっている。

（※）1件で2以上の項目にわたる事件があり、新規申立て件数合計3件に一致しない。

第13表 地方公務員等公務関係事件係属状況（初審）

(単位：件、%)

年 区分	2	3	4	5	6
新規申立件数	(100) 280	(100) 277	(100) 227	(100) 255	(100) 200
うち地方公務員等公務 関係事件	(5) 13	(3) 7	(1) 2	(2) 4	(2) 3
終結件数	(100) 244	(100) 258	(100) 252	(100) 250	(100) 271
うち地方公務員等公務 関係事件	(3) 7	(4) 11	(7) 18	(1) 3	(9) 25

(注) 令和2年の移送事件（1件）は除いている。

## □ 再審査関係

令和6年における地方公務員等公務関係事件の新規申立件数は2件（新規申立件数57件の3.5%）、終結件数は1件（終結件数63件の1.6%）であった（第10-1表参照）。

## (2) 合同労組事件の概況

### イ 初審関係

令和6年における合同労組事件の新規申立件数は、153件（新規申立件数200件の76.5%）となっている。このうち駆け込み訴え事件は64件あり、新規申立件数に占める割合は32.0%、合同労組事件に占める割合は41.8%となっている（第14-1表参照）。

なお、東京、大阪の各労委における新規申立事件に占める合同労組事件の割合をみると、東京79.0%、大阪84.2%となっている（第14-2表参照）。

第14-1表 合同労組事件の申立状況(初審)

(単位：件、%)

区分年	新規申立件数 (a)	うち合同労組事件 (b)	うち駆け込み訴え事件		
				(a)に対する割合	(b)に対する割合
2	280	213 (76.1)	92	32.9	43.2
3	277	207 (74.7)	89	32.1	43.0
4	227	180 (79.3)	65	28.6	36.1
5	255	192 (75.3)	76	29.8	39.6
6	200	153 (76.5)	64	32.0	41.8

(注) 1 ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。

「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。

2 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

3 令和6年年報において、令和5年の数値を修正したため、令和5年の年報とは一致しない。

第14-2表 合同労組事件の申立状況（初審）のうち、東京都・大阪府労委の取扱状況

(単位：件、%)

区分 年	新規申立件数				合同労組事件			
	うち東京・大阪計				うち東京・大阪計			
	東京		大阪		東京		大阪	
2	280	167	116	51	213 (76.1)	121 (72.5) (56.8)	79 (68.1)	42 (82.4)
3	277	173	99	74	207 (74.7)	129 (74.6) (62.3)	70 (70.7)	59 (79.7)
4	227	142	83	59	180 (79.3)	119 (83.8) (66.1)	63 (75.9)	56 (94.9)
5	255	154	79	75	192 (75.3)	125 (81.2) (65.1)	62 (78.5)	63 (84.0)
6	200	119	62	57	153 (76.5)	97 (81.5) (63.4)	49 (79.0)	48 (84.2)

（注）1 ( )内は新規申立件数に対する合同労組事件の割合。

2 &lt; &gt;内は合同労組事件全数に対する割合。

3 令和6年年報において、令和5年の数値を変更したため、令和5年の年報とは一致しない。

#### □ 再審査関係

令和6年における合同労組事件の新規申立件数は、42件（新規申立件数57件の73.7%）となっている。また、このうち駆け込み訴え事件は12件あり、新規申立件数に占める割合は21.1%、合同労組事件に占める割合は28.6%となっている（第15表参照）。

第15表 合同労組事件の申立状況（再審査）

（単位：件、%）

年 区分	新規申立 件数 (a)	うち合同労組事件 (b)	うち駆け込み訴え事件		
			(a)に対する割合	(b)に対する割合	
2	62	45 (72.6)	9	14.5	20.0
3	52	31 (59.6)	4	7.7	12.9
4	44	31 (70.5)	5	11.4	16.1
5	47	34 (72.3)	5	10.6	14.7
6	57	42 (73.7)	12	21.1	28.6

- （注）1. ここで集計した合同労組は、企業の枠を超えて、主に中小企業の労働者を一定の地域単位で組織し、特定企業への所属を条件としない個人加入できる組合をいう。「一般労組」ないしは「地域ユニオン」などといわれている組合については、原則としてこの範疇に含めた。
2. 駆け込み訴え事件とは、労働者が労働問題が発生した後に合同労組に加入し、当該組合から当該事項に係る団体交渉に対する使用者の対応が不当労働行為にあたるとして申立てがあった事件をいう。

#### （3）終結事案の特徴的傾向累計（初審）

令和6年中に終結した初審事件 271 件のうち、初審の終結報告により終結事案の特徴的傾向をまとめたのは以下のとおりで、① 労組法上の労働者性・使用者性に関連する事件は25件、② 事業再編に関連する事件は6件、③ 個人委託・請負に関連する事件は2件、④ 有期契約（労働者）に関連する事件は10件、⑤ 定年後再雇用に関連する事件は10件、⑥ 労働者派遣に関連する事件は4件であった。

#### （4）非正規労働者関係事件の概況

##### イ 初審関係

令和6年中に交付された命令・決定のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に関係した事件には、以下のようなものがある。

- ① ①学校を運営する法人が、組合員Aに対し、①サラリーラダーと称する教員昇

進制度への参加を認めなかつたこと、②次年度の雇用契約更新に係る電子メールを送信したことが不当労働行為に当たる、として救済申立てがなされた事件。**(名古屋国際学園事件（1号）) [第2節1(2)No.23]**

- ② (1) 派遣元Y1会社について、①申立外C組合の平成31年4月9日付け団体交渉申入れに対する対応、②C組合の組合員である派遣労働者Xを雇止めしたこと、③C組合との4回の団体交渉における対応、④a 平成31年4月22日の始業前のXとの面談における対応、b Xに確約書の提出を求めたこと、c Xへの雇止め理由書の送付、⑤Xの取扱いに関する労働局及び労働基準監督署からの行政指導に従わなかつたこと、(2) 派遣先Y2会社について、⑥前記①の団体交渉申入れに応じなかつたこと、⑦C組合との2回の話合いにおける対応、⑧a 平成31年4月22日の始業前のXとの面談における対応、b 同月23日の職場における対応、c 同日の電話連絡における対応、d Y1会社にXの定時前退社を報告したこと、⑨Xを雇止めとしたこと、⑩a 残留私物はないと回答して返却していないこと、b Xが求めた勤怠表の写しを交付していないこと、⑪Xによるコンプライアンス窓口への連絡に回答していないこと、⑫Xの取扱いに関する労働局からの行政指導に従わなかつたことが不当労働行為に当たる、として個人Xから救済申立てがなされた事件。**(パーソルテンプスタッフ事件／NTTデータ事件・パーソルテンプスタッフ(4号)事件（1・3号／4号）) [第2節1(2)No.7]**

- ③ 会社が、組合員A(60歳で定年退職した後、令和3年5月31日までの5年間の嘱託雇用契約を締結)との雇用関係を令和3年5月31日で終了したことが不当労働行為に当たる、として救済申立てがなされた事件。**(日本交通産業事件(1・3号)) [第2節1(2)No.24]**

#### □ 再審査関係

令和6年中に命令・決定書が交付された事件27件のうち、主な争点において、いわゆる非正規労働者（有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者等）に關係した事件には、以下のようなものがある。

- ① 会社が、①組合が「労災証明のお願い」と題する文書の送付により申し入れた組合員Aの団体交渉を拒否したこと及び②組合員Aを平成30年1月3日をもって雇用終了としたこと、並びに③健康保険組合が傷病手当金に係る問合せに応じなかつたこと、及び④会社の健康管理センターが、組合員Aが受けた診察内容の確認を拒否したことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあつた事件。**(本田技研工業事件(1・2・3・4号)) [第2節2 No.10]**
- ② 府が、公立学校の常勤講師及び非常勤講師等の組合員の雇用継続の保証等を要求事項とする団体交渉において、これら組合員の雇用継続の保証については管理運営事項に該当するため回答できないとしたこと等が不当労働行為であるとして、

救済申立てがあつた事件。〔大阪府事件(2・3号)〕〔第2節2 №14〕

- ③ 法人が、組合からの①令和3年1月19日付け団体交渉申入れ事項のうち「休憩時間労働について」の事項に係る団体交渉申入れに誠実に応じなかつたこと、②同年7月26日付け団体交渉申入れ事項のうち「休憩時間労働について」の事項に係る団体交渉申入れに応じなかつたことが不当労働行為であるとして、申立てがあつた事件。〔広縁会事件(2号)〕〔第2節2 №17〕

第16表 非正規労働者関係事件（再審査命令・決定事件）

(単位：件)		
	命令・決定件数	うち非正規労働者関係事件
令和2年	17	2
令和3年	31	10
令和4年	21	4
令和5年	24	3
令和6年	27	3

- (注) 1. 非正規労働者関係事件とは、再審査事件命令書交付に係る報道発表(<http://www.mhlw.go.jp/churoi/futouroudou/index.html>)の命令のポイント、判断の要旨から、正社員以外の非正規労働者(有期契約労働者、派遣労働者、パートタイム労働者)に係する事件を抽出したもの(高年齢者雇用安定法の継続雇用に係るものを除く)である。
2. 令和5年年報において令和3年・4年の数値を修正したため、令和4年以前の年報とは数値が一致しない。